

会
報

飛 躍

多賀城・七ヶ浜商工会

No.76

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けている会員皆さまに対し心よりお見舞い申し上げます。
本会では同感染症に関する特別相談窓口を設置し各種ご相談を承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

主 な 記 事

商工会では、
「**膨張から確かな成長へ**」をスローガンに掲げ、再生から発展に向け力強く歩み始めた地域事業者の経営課題に対応するため、役職員一丸となって各種経営支援を展開してまいります。

**新型コロナウイルス感染症で
影響を受ける事業者の皆様へ** 2P~5P

販売戦略強化セミナー開催	6P
青年部・女性部事業、新会員紹介	7P
各種ご案内・編集後記	8P



多賀城事務所 〒985-0872 多賀城市伝上山 3-1-12
TEL(022)365-7830 FAX(022)365-7880

七ヶ浜事務所 〒985-0802 七ヶ浜町吉田浜字野山 5-1
TEL(022)357-3912 FAX(022)357-5125

E-mail:tagajo@fine.ocn.ne.jp

URL <http://www.taga7.miyagi-fsci.or.jp/>

E-mail:nanahama@cocoa.ocn.ne.jp

宮城県

新型コロナウイルス感染症対応資金

新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小・小規模事業者に対して、保証料補助や実質無利子化により民間金融機関を活用した資金繰り支援を実施します。

	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
対象	次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者 (イ) 県内において1年間以上継続して事業を行っていること (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること		
融資限度額	4,000万円		
資金使途	運転資金・設備資金		
利率	年1.30%		
利子補給	年1.30%(当初3年間) 対象限度額 4,000万円	年1.30%(当初3年間) ※売上高▲5%以上の個人事業主、または売上高▲15%以上の小・中規模事業者に限る 対象限度額 4,000万円	年1.30%(当初3年間) 対象限度額 4,000万円
償還期間	10年以内(据置5年以内)		
保証料	年0.85%		
保証料補助	全額補助 対象限度額 4,000万円	個人事業主▲5%以上 保証料0 小・中規模事業者▲5%以上 保証料1/2 小・中規模事業者▲15%以上 保証料0 対象限度額 4,000万円	全額補助 対象限度額 4,000万円
保証人	原則として法人代表者以外不要		
担保	無担保(ただし、既設定根抵当権を除く)		
取扱期間	令和2年5月1日(金)から令和2年12月31日(木)までに保証申込み受付し、かつ、令和3年1月31日(日)までに融資実行されたもの		
取扱金融機関	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫		

※詳細は取扱金融機関にご確認ください。

多賀城市

事業継続支援給付金(第3期)

同感染症の拡大により著しく売上高が減少し、事業経営に大きな支障が生じている市内の小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人など事業継続を後押しするため、事業継続支援給付金を支給します。

- 対象者
 - 次に掲げるすべての要件を満たす事業者
 - 市内で事業を営む小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人などであること
 - 売上高が、令和2年10月から同年12月までの任意の1か月間と前年同月を比較して、**20%以上減少**していること(創業1年未満の事業者については、令和2年10月から12月までの任意の1か月間を新型コロナウイルス感染症の影響を受けた直前の3か月間の平均売上高または原則直前の1か月間の売上高と比較して20%以上減少していること。)
- ※第1期(1月～6月減収分)及び第2期(7月～9月減収分)の申請者も対象となります。
- 支給金額
 - 1事業者あたり10万円
- 申請受付期間
 - 令和3年1月29日(金)まで

雇用調整助成金申請支援補助金

同感染症により影響を受けている事業者が従業員の雇用を維持することを支援するために、国が特例措置として実施する「雇用調整助成金」の申請費用を補助します。

- 対象者
 - 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の申請を行うため、社会保険労務士へ当該雇用調整助成金における申請業務を委託して実施している事業者
- 補助金額
 - 1事業者あたり10万円(上限)
- 補助対象経費
 - 雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への代行報酬など
- 申請受付期間
 - 令和3年2月26日(金)まで
- ※雇用調整助成金の緊急対応期間が延長されたことに伴い、受付期間を延長しています。
- ◀事業継続支援給付金・雇用調整助成金申請支援補助金 申請・問い合わせ先▶
 - 多賀城市市民経済部商工観光課 022-368-1141(内線471～474)
 - ※郵送または持参(申請書を持参する場合や事前相談を希望する場合は、電話での「事前予約」が必要です)

新型コロナウイルス感染症各種支援事業

商工会では「新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口」を開設し、各支援策の活用をご支援しております。下記「**持続化給付金**」及び「**家賃支援給付金**」の給付申請窓口も設けておりますので申請が困難な場合は、ぜひ商工会の給付申請窓口をご活用ください。(要予約)

国

家賃支援給付金

5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面するみなさまの事業の継続をささえるため、地代・家賃(賃料など)の負担を軽減する給付金を給付します。

- 給付対象者
 - テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、**5～12月**において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。
 - ①**いずれか1カ月の**売上高が前年同月比で**50%以上減少**
 - ②**連続する3ヶ月の**売上高の合計が前年同期比で**30%以上減少**
- 給付額・給付率
 - 申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に、6か月分の給付額に相当する額を支給。

法人	最大600万円	75万円以下	支払い賃料など×給付率2/3
		75万円を超える	75万円以下の支払い賃料など相当する給付金(50万円) + 支払い賃料などのうち75万円を超える金額×給付率1/3 ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	最大300万円	37.5万円以下	支払い賃料など×給付率2/3
		37.5万円を超える	37.5万円以下の支払い賃料などに相当する給付金(25万円) + 支払い賃料などのうち37.5万円を超える金額×給付率1/3 ※ただし、50万円(月額)が上限

- 申請サイト <https://yachin-shien.go.jp/index.html>
- 申請サポート会場
 - 家賃支援給付金の申請は本サイトでの電子申請(インターネットを利用した申請)を基本としていますが、申請サポート会場において、補助員が電子申請を行うことが困難な方のサポートを行います。(完全予約制)
 - ※近隣会場

会場施設名	住所
塩釜商工会議所	塩釜市港町1丁目6-20 塩釜商工会議所1F
TKP仙台南町通カンファレンスセンター	仙台市青葉区中央3丁目6-10 仙台南町通ビル7F
TKPガーデンシティ仙台駅北	仙台市宮城野区名掛丁201-1 アパホテル2F

- 申請期間 **令和3年1月15日(金)まで**

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

- 給付対象の主な要件
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
 - ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
 - ③法人の場合は、資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者。
- ※「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年1～3月に開業した事業者」の申請可。
- 給付額
 - 法人：200万円、個人事業者：100万円
- ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。
前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)
- 申請サイト <https://www.jizokuka-kyufu.jp>
- 申請サポート会場
 - 持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。(完全予約制)
 - ※近隣会場

会場名	施設名	住所
仙台会場	EARTH BLUE 仙台勾当台 2F	仙台市青葉区上杉1-6-10

- 申請期間 **令和3年1月15日(金)まで**

日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症特別貸付

○対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業績悪化を来している方であって、次の①または②のいずれかに該当し、かつ中長期的に業績が回復し、発展することが見込まれる方

- ①最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して**5%以上減少**している方
- ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して**5%以上減少**している方
 - (1) 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高
 - (2) 令和元年12月の売上高
 - (3) 令和元年10月から12月の平均売上高

○資金の使いみち

設備資金および運転資金

○貸付期間

設備資金：20年以内（うち据置期間5年以内）
運転資金：15年以内（うち据置期間5年以内）

○融資限度額（別枠）

国民生活事業：8,000万円
中小企業事業：6億円

○利率

当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
国民生活事業：1.26%→0.36%（4,000万円限度）
中小企業事業：1.11%→0.21%（2億円限度）

新型コロナウイルス対策マル経融資

○対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して**5%以上減少**している方

※商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者の方

○資金の使いみち

設備資金および運転資金

○貸付期間

設備資金：10年以内（うち据置期間4年以内）
運転資金：7年以内（うち据置期間3年以内）

○融資限度額（別枠）

1,000万円

○利率

当初3年間特別利率▲0.9%、4年目以降特別利率
※引下げの限度額は新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策衛経の合計で4,000万円となります

特別利子補給制度

○対象

日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

	小規模事業者	中小企業者
個人事業主	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

※小規模事業者要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種：従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業：従業員5名以下

○期間

借入後当初3年間（最長）

○補給対象上限

国民生活事業：4,000万円
中小企業事業：2億円

第1・3・5水曜日は 日本政策金融公庫定例相談会の日

融資の相談に行きたいが、仙台に行く時間がない。そんな会員皆様の悩みにお応えするため、日本政策金融公庫の融資担当者を招き、事業資金に関する相談会を下記により開催中です。

- 時間 午前10時30分～午後3時30分まで(予約制 ※希望日の前週の金曜日午前中までにご予約ください)
- 場所 多賀城事務所

※令和2年11月18日時点での情報です

こうした中、本会では7月中旬より持続化給付金・家賃支援給付金の給付申請窓口を設置し、本会事務所（多賀城・七ヶ浜）にて申請することが可能となっております。給付金申請については原則電子申請となるため、申請が困難な際は、ぜひ商工会の給付申請窓口をご活用ください。※要予約

その他支援策等で気になる点・ご不明点等がありましたらお気軽にご相談ください。



<業種別相談割合>

業種	割合
卸売業	2%
小売業	9%
飲食業	31%
サービス業	24%
建設業	22%
製造業	6%
その他	6%
計	100%

本会では、新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口を3月中旬から開設しており、10月末時点で融資・助成金をはじめとする各種支援策に関し、420件を超えるご相談をいただいております。

新型コロナウイルス感染症の影響による相談は
商工会報

多賀城市・七ヶ浜町共通

新型コロナウイルス感染症に関する固定資産税などの軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響によって事業収入が一定以上減少した中小事業者等は、申告することで令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税および償却資産に係る固定資産税の課税標準額が2分の1またはゼロになります。

○対象者

次の①に該当し、かつ、②または③のいずれかに該当する事業者が対象となります。

- ①令和2年2月から10月までの間における任意の連続する3か月の期間の事業収入（一般的収益事業における売上高と同義）が、前年の同期間と比較して**30%以上減少**している
- ②資本または出資を有しない法人または個人で従業員1000人以下
- ③資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
※大企業の子会社等は対象外となります

○軽減概要

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	課税標準額の軽減率（令和3年度のみ）
50%以上減少	全額軽減
30%以上50%未満	2分の1

※申告には認定経営革新等支援機関等（認定を受けた税理士、金融機関、商工会等）の確認が必要です。

商工会にて確認を行う場合、事前連絡の上、**直近確定申告書（一式）、減少月の売上元帳**をご持参ください。※比較対象月が直近の事業年度でない場合、該当する申告書類もご用意ください。

○申告期限 令和3年2月1日（月）まで

≪申請・問い合わせ先≫

- ・多賀城市の方 多賀城市市民経済部税務課固定資産税係
022-368-1141（内線：154～156）
- ・七ヶ浜町の方 七ヶ浜町税務課固定資産税係 022-357-7451

全国商工会連合会

小規模事業者持続化補助金（一般型）

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

○対象

小規模事業者等

○補助率

2/3（補助上限50万円）

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

- ・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）
- ・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3または定額（10/10）※特例事業者（バー、カラオケ店等）のみ

○活用例

- ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの

- 英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。
- ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
- ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。
- 第4回受付締切：令和3年2月5日（金） ※当日消印有効

ハローワーク

雇用調整助成金の特例措置（緊急対応期間中※）

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成 ※令和2年4月1日から令和2年12月31日までの休業等に適用

○支給対象となる事業主

- 以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象
- 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
- 2. 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している
※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする
- 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

○助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当など

※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象（雇用調整助成金と同様に申請）

○助成額・助成率

助成額 = (平均賃金額 × 休業手当等の支払率) × 下記助成率

- ・解雇等を行わず雇用を維持した場合 10/10
- ・それ以外の場合 4/5

※1人1日あたり15,000円が上限

※小規模事業者の場合は、実際に支払った休業手当額 × 助成率

○追加支給

令和2年6月12日付けの特例措置により、助成金の「上限額の引き上げ」と「助成率の拡充」を令和2年4月1日にさかのぼって適用します。既に支給決定を行っている事業主などに対して、差額（追加支給分）を令和2年7月以降順次お支払いしております。

毎週水曜日は 「働き方改革」等個別相談会の日

「働き方改革」をはじめ、制度助成金の活用や労務管理に関する疑問・お悩みなどについて、社会保険労務士が無料でご相談に応じますので、ぜひご活用ください。

- ・働き方改革について知りたい
- ・制度助成金を活用したい
- ・就業規則を見直したい
- ・コロナウイルスの影響による休業について知りたい

- 時間 午前10時30分～午後4時30分まで(予約制 ※希望日の前週の金曜日午前中までにご予約ください)
- 場所 多賀城事務所

※令和2年11月18日時点での情報です

事業の持続的発展に向けて

第3回理事会

9月9日(水)、商工会多賀城会館において今年度3回目の理事会が開催され、新会員の加入承認など6議案の審議が行われました。

会議では、市町村と共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画である「事業継続力強化支援計画」や今後のイベント事業の方向性について説明を行い、承認されました。

また、小規模事業者持続化補助金の申請支援状況報告や経営講習会の開催報告、新型コロナウイルス特別相談窓口の状況報告を行い、今後も各種支援策を通し、事業・地域の発展のため取り組みを確認いたしました。

金融懇談会

11月13日(金)、和食の小島において、財務省東北財務局理財部長、県信用保証協会担当役員、市内・町の金融機関各支店長を含め18名、本会から副会長、商業部会長を含めた各部会長が出席し懇談会を開催いたしました。



貴重な意見交換の場となった懇談会の様子

青年部

令和2年度 青年部員研修会

去る令和2年10月12日(月)多賀城会館において、広域エリア別指導者研修会事業 令和2年度 青年部員研修会が開催されました。

今年度は「新型コロナウイルス時代を乗り切るための企業経営」をテーマに、よこお経営労務管理事務所 代表 横尾徳仁氏を講師に招き開催いたしました。



研修会の様子

女性部

女性部つるし飾り事業

女性部では、令和元年度よりつるし飾り事業として、月に2回ほど集まり制作を行ってまいりました。今年3月に多賀城市文化センターと七ヶ浜町菖蒲田浜避難所にて展示会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、中止せざるを得なくなりました。



女性部と制作したつるし飾り

新型コロナウイルスを乗り切るための販売戦略強化と政府の支援策について

専門家派遣等事業に関する講習会

10月21日(水)、専門家派遣等事業に関する講習会が「新型コロナウイルスを乗り切るための販売戦略強化と政府の支援策について」をテーマとして多賀城会館にて開催されました。

現在行われているコロナ関連の公的支援策についてご説明をいただいた後、新型コロナウイルスを乗り切るための販売戦略強化として、SWOT分析の方法や、分析結果を活用した今後の成長方針の作成方法等についてご講演をいただきました。

受講者は、新型コロナウイルスにより影響を受けている状況から脱却するため、終始熱心に聞き入っております。



支援策等について説明を受ける受講者

会員になりました。よろしくお願いたします。

(9月受付分理事会加入承認)

No.	事業所名	代表者	住 所	電話番号	業 種
1	ケムリノアブサン	古山 貴博	多賀城市八幡4-2-21	364-9270	飲食業
2	雅庵城東館	渡邊 永	多賀城市留ヶ谷3-6-10	368-8810	葬儀
3	(株)ミック東北支店	大山 久志	多賀城市宮内1-4-1	762-9155	クレーン作業全般、プラント工事、橋梁架設工事一式
4	山崎総業(株)	山崎 成歩	多賀城市新田字上88-4	224-5822	建設業(型枠工)
5	半田鉄工	半田 祐次	多賀城市下馬4-7-3 アンシャトー102	080-1699-2808	鉄の加工、製品作り、取付
6	(株)GLAFT	畠山 康孝	多賀城市八幡2-17-34	349-9676	飲食業
7	(有)ワインフードエントー商店 (セブン・イレブン多賀城下馬店)	遠藤 一則	多賀城市下馬5-7-5	362-1607	コンビニエンス
8	折笠工業	折笠 良樹	多賀城市笠神5-14-1-1	080-1689-0314	建設業
9	ヘアーサロンコンピュータ	阿部 芳恵	多賀城市留ヶ谷2-4-1	364-8277	理容業

雅庵城東館

①渡邊 永
②多賀城市留ヶ谷3-6-10
③022-368-8810
④葬儀
⑤私共、「ご供養処」雅庵城東館はヨークベニマル塩釜店様と多賀城駅の間にご覧いただけます。
小さな家族葬、墓石の修繕、墓石彫刻やペット葬、人形供養の他、県内各自治体からの福祉葬の受注等、主にメモリアルに関する事業を行っております。
一般社団法人宮城県福祉葬協会の旗艦店として、終活のご相談、昨今は墓じまいや仏壇じまいのお問い合わせやご遺骨の処遇、寺院様とのお付き合いのご相談が増えております。
どんなことでもご相談ください。

雅庵 城東館

ケムリノアブサン

①古山 貴博
②多賀城市八幡4-2-21
③022-364-9270
④飲食店
⑤創業60年の先代から震災後に引き継ぎ、10年目になる家族経営の焼肉屋です。
お肉を何種類も楽しんで頂けるよう量を少なくして、一人でも焼けるカウンター席も設けました。カウンターでは多趣味な店主との会話が止まりません。
丼、ラーメンなど焼かないメニューも充実しており、ご家族様、団体様のご利用には広いお座敷もございます。
各種カード、PayPay取扱。GoToトラベル、みやぎGoToイート加盟店。

会員さんコーナー

- ①代表者
- ②所在地
- ③電話番号
- ④業種
- ⑤自店のPR

今度はあなたの出番です。今すぐお電話を！ 多賀城事務所 ☎365-7830・七ヶ浜事務所 ☎357-3912

宮城県最低賃金の改正について

宮城県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む)に適用される宮城県最低賃金は、下記のとおり改正されました。

時間額	効力発生日
825円	令和2年10月1日

次に掲げる賃金は、最低賃金の計算に含まれません。
○精皆勤手当 ○通勤手当 ○家族手当 ○賞与等
○時間外・休日・深夜手当

お問い合わせ
宮城労働局労働基準部賃金室 (☎ 022-299-8841)
又は各労働基準監督署

国がバックアップする退職金制度があること、ご存知ですか?

中小企業退職金共済制度

それが、

1. 国の制度だから安心
しかも掛金の一部を国が助成します。
2. 社外積立でラクラク管理
社外積立なので手間がかりません。
3. 掛金は全額非課税で有利
手数料もかかりません。

さらに
パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます。

詳しくはホームページで
中退共 検索

まず、特長はこの3つ

お問合せもお気軽に

*他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211

商工会の福祉共済

全国商工会連合会会員福祉共済は、商工会員の皆さまが加入できる特別な制度です。

ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役職員とその家族であって健康な方が対象となります。(「病気」の補償およびトータル「がん」補償・シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。)

※ただし、2019年11月1日時点での満年齢が満6歳以上80歳以下(シニア医療特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下)の方に限ります。

「傷害プラン」に個人賠償責任保険が付いた充実の安心補償!!

日常生活の事故やトラブルで賠償責任が生じたとき、最高2億円まで補償!! 個人賠償責任保険でご家族全員分の賠償事故をカバー! (「個人賠償」の補償は傷害ライトプラン、シニア傷害プランには付帯されません)



中止となるイベント等のお知らせ

- ・多賀城市新年賀詞交歓会
- ・七ヶ浜町新春年賀の会

新型コロナウイルス感染症の影響により以上のイベント等について、参加者・関係者の皆さまの健康と安全を最優先に考慮した結果、中止となりましたのでお知らせいたします。

事業承継の相談はお早め!!

事業承継は事業所の存続において極めて重要な課題です。後継者問題に不安を抱えている皆様に「事業承継診断」を行い、診断で明らかになりました課題を専門家(弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士など)の派遣を通じ、事業承継に係る専門的なご相談や事業承継計画づくりをお手伝いします。

事業承継は早目の準備が大切です。円滑に実現するためぜひご相談ください。

第39回 多賀城・七ヶ浜商店会連合会 年末大売出し開催!!

本地域の冬の風物詩となっております多賀城・七ヶ浜商店会連合会年末大売出しが、いよいよ12月1日(火)から12月31日(木)まで開催されます。

今年は「その場で当たる 年末幸運スクラッチくじ」と題し、市・町内の加盟店57舗でお買い物された方へ500円ごとに「幸運スクラッチくじ」1枚を進呈し、その場で賞品が当たります。

今年も日頃のご愛顧に感謝の気持ちを込め、たくさんの当選くじをご用意しておりますので、ぜひ地元商店にて年末のお買い物をお楽しみください。

今年の賞品はこちら!!

1,000円券	350本
500円券	700本
100円券	3,500本

安心安全 国がつくった 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すするには、どんなものがあるの?

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

退職金の準備を中小機構が
お手伝いします

2 掛金は全額所得控除

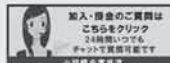
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問は
こちらがリンク
24時間いつでも
チャットで質問可能です
© 国民生活センター

Be a Great Small.
中小機構

小規模共済 検索 TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

編集後記

今年最後の飛躍を発行することができました。今年一年ありがとうございました。

新型コロナに始まり、新型コロナで終わりそうな令和二年ですが、会員の皆様におきましては、売り上げ減、健康不安、人手不足などで大変にご苦労な一年だったと存じます。しかし、ピンチはチャンスのとおり、この逆境に負けずに好転している企業もあるそうです。新型コロナを逆手にとり、人手を集めたり、社内改革したり各社の体制を見直す良い機会と捉えてはいかがでしょうか?

新型コロナの影響は来年も続くでしょうが、明るい令和三年であることを信じて頑張りたいと思います。

発行責任者	安住 政之
編集委員長	斎藤 孝一
副委員長	菅野 邦夫
委員	星山 純一郎
菅木 美智子	
菅原 つえ子	
鈴木 貴資	
稲妻 公志	
鈴木 貴資	